

富岡市耐震改修促進計画

<概要版>



計画策定の背景と目的

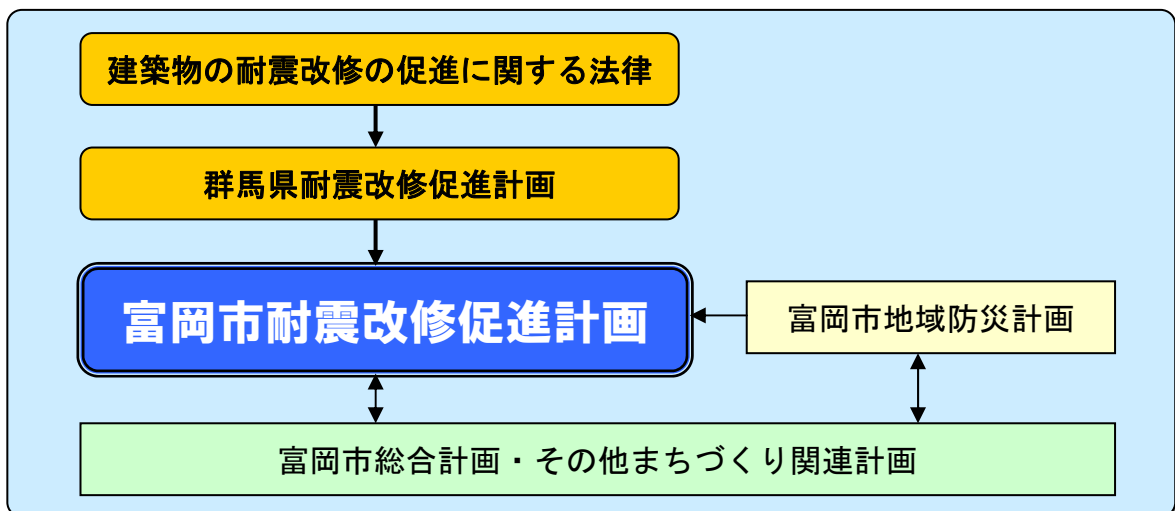
阪神・淡路大震災（平成7年1月）から10年以上が経過しましたが、近年でも能登半島地震（平成19年3月）、新潟県中越沖地震（平成19年7月）や岩手・宮城内陸地震（平成20年6月）が発生するなど、**大地震は、「いつ」「どこで」発生してもおかしくない状況です。**

大地震による被害を減らすためには、住宅・建築物の耐震化が重要です。
『建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）』の改正（平成17年11月）を受け、国による基本方針として、**平成27年度までに住宅・建築物の耐震化率を75%から90%にすることが目標と定められました。**

群馬県でも計画的な耐震化を進めるため、『群馬県耐震改修促進計画（平成19年1月）』が策定されました。

富岡市では、『群馬県耐震改修促進計画』を踏まえて、**住宅・建築物の耐震化の目標及び目標達成のために必要な施策**を定める『富岡市耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）』を策定しました。

計画の位置づけ



地震被害の想定

群馬県では、阪神・淡路大震災を教訓として防災対策の強化・充実に役立てるため、平成7～9年にかけて「群馬県地震被害想定調査」を実施しています。

この調査では、県内において、「群馬県南東部地震」、「群馬県南西部地震」、「群馬県北部地震」の3つの震源（いずれもマグニチュード7、震源断層の深さ5km）による地震を想定し、その被害を算出しています。

想定被害ごとの被害の推定では、「群馬県南東部地震」で最も大きな被害が想定されていますが、富岡市は、市内を震源断層が横断する「群馬県南西部地震」の想定エリアに属すると考えられます。



想定地震の震源断層の位置図

「出典：群馬県地震被害想定調査」

この「群馬県南西部地震」では、人的被害については、約 69,000 人、物的被害については、約 60,000 棟への被害が想定されています。

計画の基本的事項

(1) 対象区域

本計画の対象区域は、富岡市全域です。

(2) 計画期間

本計画の計画期間は、平成 27 年度までとします。

※計画及び事業の進捗状況や社会情勢を考慮し、中間年度に進捗状況の確認を行うとともに、計画内容を検証し、必要に応じて計画内容や目標の見直しを行います。

(3) 対象建築物

本計画の対象建築物は、昭和 56 年以前に建築された、以下の住宅及び特定建築物とします。

住宅	戸建て住宅、長屋、共同住宅（賃貸・分譲）を含む全ての住宅
特定建築物	下欄に掲げる建築物のうち、政令で定める規模以上で、建築基準法の耐震関係規定に適合せず、建築基準法第 3 条第 2 項（既存不適格）の適用を受けている建築物
	法第 6 条 第 1 号 学校、病院、集会場、百貨店などの多数の者が利用する建築物
	法第 6 条 第 2 号 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
法第 6 条 第 3 号	地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物（以下「地震発生時に通行を確保すべき道路(注)沿道の建築物」という。）

(注)地震発生時に通行を確保すべき道路については、群馬県が示す緊急輸送道路を基本としています。

耐震化の現状と目標

(1) 住宅の耐震化の現状と目標

現状の耐震化率 **56.8%**

平成 27 年度までの目標を **75%**とします！

(2) 特定建築物の耐震化の現状と目標

多数の者が利用する建築物の

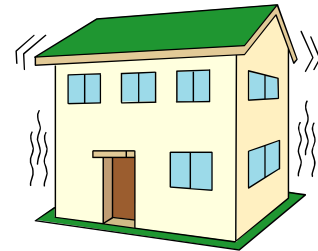
現状の耐震化率 **68.5%**

地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の
建築物の現状の耐震化率 **32.6%**

平成 27 年度までの目標を **90%**とします！

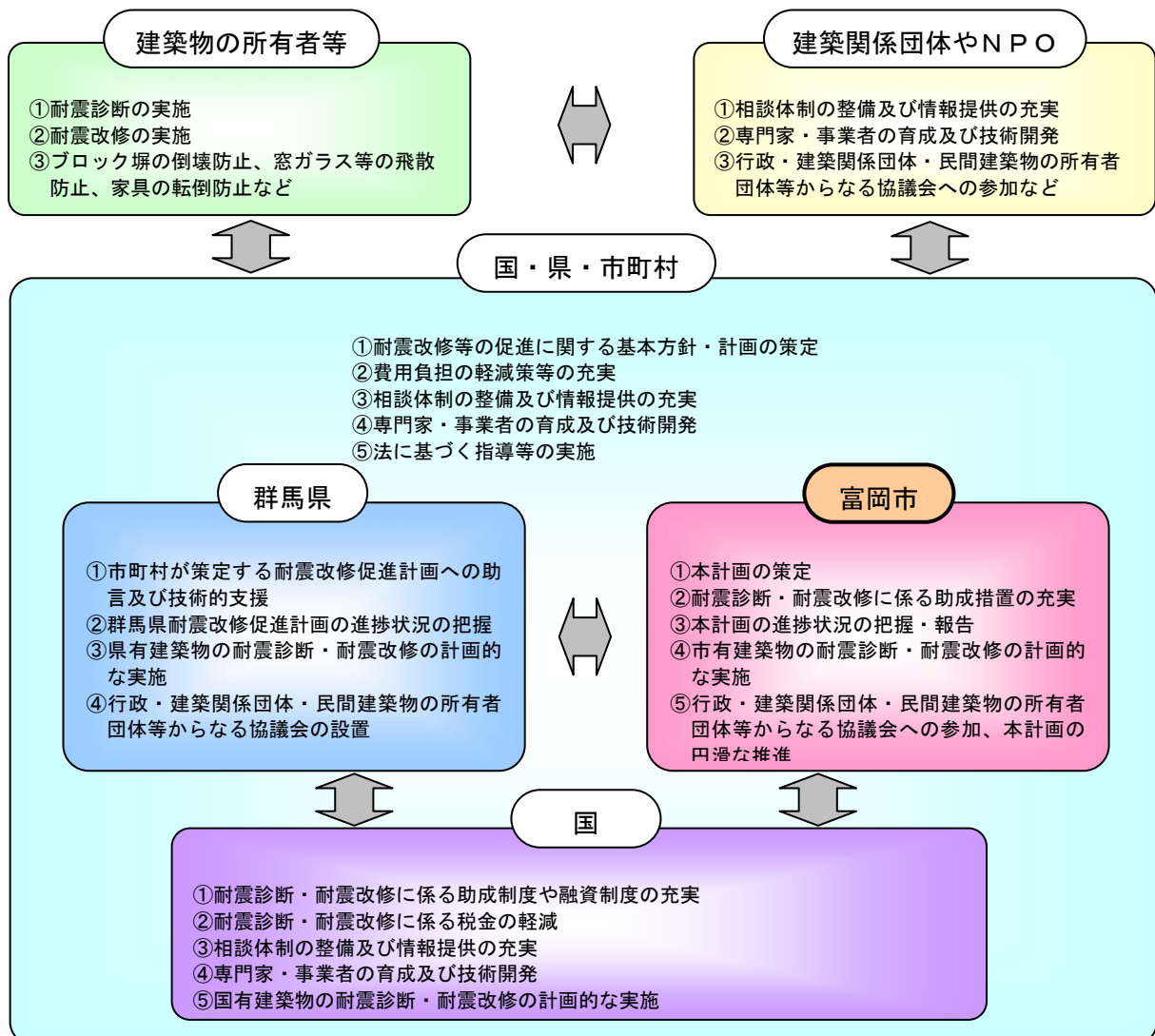
※耐震化率とは、住宅や建築物のうち耐震性のあるものの
占める割合をいいます。

※現状とは、平成 20 年 7 月末現在のことで。



耐震化に向けた役割分担

地震防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが重要
です。本市は、国や県との連携・協力のもと、住宅・建築物の所有者等の耐震化の取り組みを
支援していきます。



重点的に耐震化を進める区域

富岡市では、その歴史的背景から、現在の国道 254 号及び主要地方道富岡神流線沿道は、道路に接した形で建築物が連続して立地しています。特に、この沿道における富岡市の中心市街地部では、密集した市街地が連なっています。

よって、同区域を重点的に耐震化を進める区域として位置づけ、耐震化に努めていきます。

耐震化支援策

(1) 支援施策

富岡市では、本計画の策定を踏まえ、耐震診断や耐震改修の支援を行っていきます。また、これに加え、国の補助制度である「住宅・建築物耐震改修等事業」や、群馬県で創設が検討されている支援制度などを活用して、住宅の耐震化の促進に努めます。

(2) 税制措置

一定の条件を満たした耐震改修工事に対しては、次のような税制の特例措置を受けることができます。

対象	概 要	
住宅	所得税	個人が、平成18年4月1日から平成25年12月31日までに、一定区域内（注）において、旧耐震基準（昭和56年5月31日以前の耐震基準）により建築された住宅の耐震改修を行った場合、当該耐震改修に要した費用の10%相当額（上限20万円）を所得税額から控除する。 （注）住宅耐震改修のための一定の事業を定めた以下の計画の区域内 ・ 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備に関する特別措置法の地域住宅計画 ・ 耐震改修促進法の耐震改修計画
	固定資産税	昭和57年1月1日以前から所在する住宅について、一定の耐震改修を行った場合、当該住宅に係る固定資産税額（120㎡相当分まで）を以下のとおり減額する。 1）平成18～21年に耐震改修が完了した場合：3年間1/2に減額 2）平成22～24年に耐震改修が完了した場合：2年間1/2に減額 3）平成25～27年に耐震改修が完了した場合：1年間1/2に減額
事業用建築物	所得税 法人税	事業者が、平成18年4月1日から平成22年3月31日までに、耐震改修促進法第6条の特定建築物（事務所、百貨店、ホテル、賃貸住宅等の多数の者が利用する一定規模以上の建築物）について、同法の認定計画に基づく耐震改修を行った場合で、当該特定建築物につき耐震改修に係る所管行政庁の指示を受けていないものを対象として、耐震改修に要した費用の10%の特別償却ができる。

耐震改修関連の問い合わせ先

富岡市建築課では、自分でできる簡単な診断方法、助成制度や税制措置、関連する安全対策に関して**窓口で情報提供**を行っています。

お気軽にご相談ください。

発行・問い合わせ先

富岡市都市建設部建築課

電話：0274-62-1511(代) FAX：0274-62-5920

電子メール：kenchiku@city.tomioka.lg.jp

